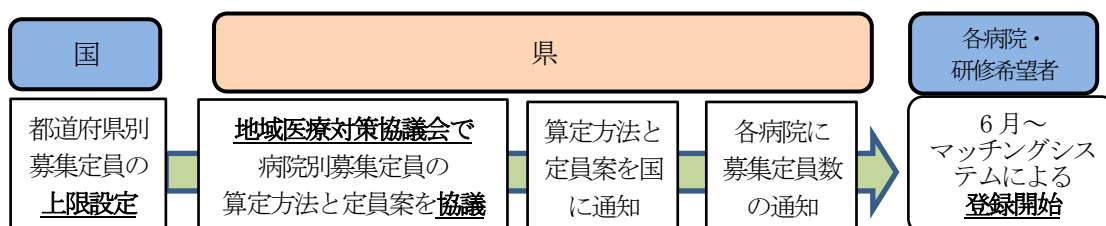


## 令和7年度に研修を開始する臨床研修医の募集定員について

## 1 臨床研修医の募集定員設定の流れ

各基幹型臨床研修病院の募集定員は、医療法及び医師法改正に伴い、令和3年度研修開始の募集から、国が設定する各都道府県の上限数の範囲内で県が設定しています。

また、県が各病院の定員を設定するにあたっては、本協議会において協議・検討を行うこととされています。



## 2 三重県の募集定員上限数 ※詳細は別紙1参照

①基本となる数（人口又は医学部入学定員に応じて按分）	1 2 3
②地域枠による加算（修学資金貸与者数等に基づき加算）	4 8
③地理的条件等による加算 （面積当たり医師数、離島人口、 医師少数区域人口、医師偏在状況に基づき加算）	1 0
①+②+③（仮上限）	1 8 1
④直近の採用数等の保障	▲ 4
⑤募集定員上限の減少率が昨年の募集定員上限3.2%を上回る 場合の加算	該当せず
<b>三重県の募集定員上限数</b>	<b>1 7 7</b>

参考：近年の本県の臨床研修医募集採用状況

研修開始年度 (採用年度)	本県の上限	募集定員	採用数	採用率
R 1	1 6 0	1 5 4	1 1 7	7 6%
R 2	1 5 6	1 5 6	1 2 8	8 2%
R 3	1 9 0	1 5 3	1 2 6	8 2%
R 4	1 8 6	1 5 6	1 2 9	8 3%
R 5	1 7 2	1 6 0	1 3 5	8 4%
R 6	1 8 1	1 6 7		

※募集定員には、小児科・産科プログラム分を含む。

※採用率は、採用数／募集定員

### 3 各基幹型臨床研修病院（研修プログラム）別の配分案

各病院の定員数 別紙2のとおり（合計167名）

理由 受入実績等を反映した基本定員に各病院の希望数を考慮し算出  
※希望数は、研修の受入実績や指導体制を考慮のうえ算出するよう各病院に  
あらかじめ照会したもの。

### 4 算定方法【参考】

#### （1）根拠規定

国の通知「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（令和5年3月31日一部改正、医政発第0612004号厚生労働省医政局長通知、以下「省令施行通知」という。）の規定に基づき算定します。

・都道府県知事は、(1)にて設定された上限の範囲内で、医師少数区域等における医師の数の状況、各病院の研修医の受入実績、その他地域の実情等を勘案して、地域医療対策協議会の意見を踏まえ、病院ごとの定員の算定方法をあらかじめ定め、当該定員を設定することとし、各病院の妊娠・出産・育児に関する施設及び取組を勘案して当該定員を設定するよう努めること。

（省令施行通知23（2）都道府県における病院ごとの募集定員の設定）

#### （2）詳細

昨年度と同様、改正法施行前に国において採用していた算定方法に基づいて算定する。

- ① 各病院の過去3年間の研修医受入実績の最大値を基本定員とする。(A)
- ② Aの合計値(A')が県の基礎数(B)を超える場合は、以下の計算式により算出した値とする。ただし、病院の希望定員(C)がそれを下回る場合はCの値とする。(D)

$$A \times B / A' \quad \text{ただし、Cが当該値を下回る場合はC}$$

※県の基礎数については、国から示されておらず、各都道府県で適宜判断することとされたことから、本県では、下記のとおりとしたい。

基本となる数+地理的条件等による加算

- ③ 県の上限数の範囲内で配分(E)し、各病院の希望数になるよう調整する。(F)
- ④ Fの値が20以上となる病院には、県の上限数の範囲内で小児科・産科プログラム分(G)として4を加える。